



1. ブラジルM&Aの法務的観点 ～現場発の最新動向レポート(I)
2. トルコ投資環境 ～進出形態比較、税務・会計の最新情報
3. 政治・経済・産業トピックス
4. 最近の日系企業の新規海外案件情報
5. 「グローバル経営支援セミナー」開催情報

1. ブラジルM&Aの法務的観点 ～現場発の最新動向レポート(I)

はじめに

ブラジル M&A 事情について、法務の観点からのレポートをお届けする。

主要テーマは、「Due Diligence(監査)における留意事項」、「Structuring 及び契約上の留意事項」、及び「Closing(取引の実行)及び Post Merger(買収後)における留意事項(再生型 M&A を含む)」としたい。

約 1 年間のブラジル大手法律事務所 Pinheiro Neto Advogados における勤務中に関与した日本企業のブラジル M&A 案件の実務経験等に基づき、ブラジル M&A の概要と特色に加え、日本企業がブラジルで M&A を行うにあたって特に留意すべき事項や問題点に焦点を当て、現場発の最新動向情報と併せて報告したいと考えている。

初回となる今号では、全体を俯瞰し、「ブラジル M&A の概要」について述べてみたい。

「ブラジルM&Aの概要」

(1)ブラジルの M&A 環境

ブラジル経済は、2011 年名目 GDP ランキングで世界第 7 位に位置し、南米最大の規模を誇る。近年の貧困層対策など社会改革の成果で中間層が増加し、消費が益々拡大している。またルセフ現大統領は、前政権の財政安定化政策を踏襲して国際的信用の維持に成功しており、安定的な金融市場の下での経済成長を実現している。ブラジル経済の特徴は、国内総生産(GDP)に占めるサービス部門比率の高さと、輸出に占める天然資源及び食料の比率の高さにあるが、他方で、ブラジルは、南米最大の工業国でもある。

ブラジルでは 1990 年代以降、政府が経済の自由化・外国資本への解放を段階的に進めた結果、外国投資の制限も限定的になるなど、外国投資家にとって友好的かつ開放的な市場と言える。ブラジル憲法上、外国資本の会社は関連法令において国内資本の会社と同様に取り扱われる旨が明言されており、税務、労務、独占禁止法、民法、商法等の各法は、外国資本と国内資本とに関わらず、ブラジル国内にある限りにおいて、全ての法人に平等に適用される。M&A 関連の国内法制度は比較的安定しており、また、ブラジルの M&A 取引は欧米系の M&A 取引慣行をベースとして、十分な蓄積を有しているといえる。総論としては、ブラジルの M&A 取引は外国投資家にとって、(容易ではないものの)馴染み易いと言われている。

(2) ブラジル M&A の特徴

ブラジルに進出する外国企業は、子会社や支店等の現地法人を新規に設立し、一から事業を立ち上げる方法も選択できるが、例えばブラジルでは製造業を営むための事業ライセンス(製造ライセンス、環境ライセンス等業種によって異なる)の取得に相当時間を要するなどの事情があるため、ブラジルでの早期事業開始を目指す外国投資家にとって、既存のブラジル企業の株式又は持分の取得を目指すという選択が一般的である。

尚、「事業譲渡 (alienação de estabelecimento)」の方法も理論上の選択肢としては有り得るが、税務・労働関係上の義務を遮断出来ない場合があり、且つ、上述の事業ライセンスを再度承継法人において取得する必要があるため、ブラジルではあまり一般的ではない。

ブラジルの M&A において特に留意すべき事項としては、Due Diligence(監査)と、そこで発見されたリスクをヘッジするための契約書の作成が挙げられる。Due Diligence(監査)における各項目の留意点については次回の説明とするが、概論として、ブラジル企業は多くの税務・労務・環境等の訴訟を(被告として)抱えているケースが見られ、特に税務訴訟については将来の企業経営に及ぼすインパクトも小さくない。ブラジル企業が抱える訴訟の数も、日本企業ではとても考えられない件数になる場合もあり、日本企業の M&A プラクティスを前提とすると、とてもブラジル企業が M&A 対象にならないように感じられる場合も多い。

もっとも、ブラジルの法制度やブラジルが実態として「訴訟社会」であることを前提とすれば、こうした状況はブラジルにおける一般的な特徴とも言え、Due Diligence(監査)において十分にかかるリスクを精査し且つ分析した上で、契約上で十分にリスクをヘッジすることができれば、決して乗り越えられない障壁ではないと考えられる。

したがって、ブラジルにおける M&A の第一歩は、こうした訴訟リスク及びそのインパクトを、法務・税務等の専門カウンセラーと協働し、正しく分析し評価するところから始まる。なお、税務に関しては、ブラジルの税法や制度が元々複雑であることに加えて、毎年のように法改正があることから、M&A 取引の遂行に当たっては、その都度適用ある税務関連の法制度を正しく理解することが必要になる。

次に重要な点は、Due Diligence(監査)で発見されたリスクを、契約書で十分にヘッジすることである。

日本の株式会社に類似する「Sociedade Anonima (S.A)」であれば株式譲渡契約、日本の合弁会社に類似する「Soceiedades Limitadas (Limitada)」であれば持分 (Quota) 譲渡契約を締結することになるが、その際には、Due Diligence(監査)の結果を踏まえ、表明保証条項、補償条項、誓約条項、クロージングの前提条件等において、十分にリスクをカバーすることが必須となる。

特に、ブラジル企業においては、前述の通り抱えている訴訟が多数且つ多岐に亘るため、それぞれの訴訟について、勝敗の蓋然性、敗訴した場合の金銭的負担額、それに対して十分な担保が積まれているか等の分析を行った場合、保守的に訴訟リスクを見積もった結果、財務上の企業価値を上回るようなケースも実際に見られた。

したがって、Due Diligence(監査)の結果を最終的な買収価格に反映させることは当然であるが、他方で、M&A ディールを進めるために、契約上で十分な補償条項(補償期限、補償の上限等に留意)を設けると共に、売主の補償履行を担保するため、エスクロー(Escrow)や、場合によっては買戻条項などを設けることが一般的となっている。

以上の他、独禁法上の許認可の要否を確認する必要がある点は、通常の M&A と同様である。

一昨年5月に改正施行されたブラジル新独占禁止法によれば、その「Pre Merger Filing(事前届出)」の基準は、①一方当事者の経済グループの前年度の年間総収入(売上高)が750百万リアルを超え、且つ②他方当事者経済グループの前年度の年間総収入(売上高)が75百万リアルを超える場合とされており、かかる基準に該当する場合には、クロージング前に日本の公正取引委員会に相当する監督官庁の経済擁護行政委員会(CADE: Conselho Administrativo de Defesa Econômica)の許可を受ける必要がある。かかる基準に該当するか否かの判断に際しては、経済グループの範囲等を個別に確認する必要がある。クロージングまでのスケジュールに直接影響を及ぼす可能性があることから、十分に留意しておかなければならない。

(3)最後に

以上、ブラジルにおけるM&Aの概要と特色について簡単に述べたが、基本的な取引の流れは、日本で通常に行われるM&Aと同様である。ブラジルM&Aのプロセスにおいて、Due Diligence(監査)と契約書の作成以外で、大きな問題点無いと言える。然し乍ら、ブラジルM&A取引においては、日本企業にとって馴染みのない理解の難しい法制度や、訴訟実務を背景とする特徴的な条項(仲裁条項等)の存在などに加え、相手方のブラジル企業等とのコミュニケーションの問題等、一概に容易であるとは言えない。したがって、実際にブラジルでM&Aを行う上では、現地法律事務所のアドバイス等を得つつ、効率的かつ実効的な対策を都度選択しながら、一步一步進めていくことが何よりも肝要であるとする。

Pinheiro Neto Advogadosの現執行パートナーであるAlexandre Bertoldi弁護士によると、「ブラジルに進出した日本企業は、進出後も数十年に亘って経営を継続・発展させる等、ブラジル経済の発展に多大な貢献をしていると高い評価を得ており、ブラジル人は非常に高い信頼を日本人に寄せている。」とのことである。

ブラジルでは、日系移民が永年ブラジル社会で築いてきた歴史も相俟って、日本の歴史、テクノロジー、国民性に加え、日本食や日本文学といった日本文化に対し、非常に好意的な、ある意味で畏敬に近い感覚をブラジル人が有していることが感じられた。これら日本に対するポジティブな印象は、ブラジル法制度の難解さなどの障害を越えて、日本企業のブラジルでのM&Aディールを成功に導く要因となっているように思われる。

今回は「Due Diligence(監査)における留意事項」につき述べることにしたい。

(記事提供:西村あさひ法律事務所、弁護士 田中 研也)

日本最大の同法律事務所にて国内外のM&A及び事業再生案件に従事。三井物産法務部、NYのSullivan & Cromwell法律事務所、ブラジルPinheiro Neto法律事務所にて各1年、ブラジルを中心とした米州関連案件を担当。本年9月より事務所(東京)勤務再開。

2. トルコ投資環境 ～進出形態比較、税務・会計の最新情報

本稿では、トルコへの投資における重要な検討事項である進出形態について比較形式で説明し、留意すべき雇用規制についても言及します。さらに、トルコの税務・会計の特色について、税務に関してはトルコ特有の税金である財源使用税 (Resource Utility Support Fund: 以下、RUSF。トルコ語では KKDF) の最近の改正点、会計に関してはトルコの会計の特徴および 2012 年の新商法で導入された法定監査について説明します。

1. 進出形態・雇用規制

(1) 進出形態

日系企業のトルコ進出の形態は、有限会社、株式会社、支店(もしくは駐在員事務所)に大別されます(図表 1 参照)。2012 年 7 月 1 日施行の新商法により、従前は最低 5 人の発起人が必要だった要件が緩和され、単独出資会社の設立が可能となっています。なお、駐在員事務所の設置には、外国投資局の許認可が必要となります。許認可の期間は原則として 3 年で、同一活動での更新は原則として認められません。外国企業の駐在員は、原則として 1 人のみ認められます。なお、営利活動を目的としないため、預金口座も 1 口座のみの開設が認められ、その活動資金は、全て本国からの資金で賄われなければなりません。また、余剰資金の本国への送金は、閉鎖時にのみ可能であるなどさまざまな制限がある点に留意が必要です。一方で、駐在員事務所は原則として法人所得税が免除され、かつ駐在員および職員の個人所得税も免除されます。

【図表 1: 日系企業のトルコ進出の形態(駐在員事務所を除く)】

	有限会社	株式会社	支店
株主(出資者)	1人以上	1人以上	N/A(外国法人の一部)
最低資本金	1万トルコリラ	5万トルコリラ	N/A
株券	持ち分証券発行せず。	株券発行する。種類株式発行可能。	N/A
経営 会社 機関	出資者総会のみ。	株主総会および取締役会。	N/A
会社 経営	出資者総会により選任されたマネジャーが経営。 最低 1 人のマネジャーが出資者から選任される必要あり。 マネジャーは国籍・居住/非居住による制限なし。 マネジャーへの権限は、出資者がいかなうにも決定でき、いつでも決議を経て解任可能。	最低 1 人で構成される取締役会(株主総会が選任する取締役で構成)が経営。 取締役会は、権限を全面的にまたは一部、取締役メンバー(いわゆる MD)、もしくは外部選任されたゼネラルマネジャー(GM)に委譲できる。 取締役メンバーは、国籍不問。取締役会は会社のマネジャーを変更する権限を有する。	親会社(本店)により選任・委任された支店代表者による経営。
持ち分譲渡	4分の3以上の出資者の合意が必要。現物出資の持ち分譲渡は、会社設立から3年以降でないこと不可。	取締役会決議のみで可能で、特に登記要請なし。	N/A
監査	大会社は外部監査対象(大会社の定義は後述)。	大会社は外部監査対象(大会社の定義は後述)。	N/A
債権者に対する責任	一般債権に対しては出資額までの有限責任。公共債権(税金など)に対しては、無限責任。	債権種類にかかわらず、出資額までの有限責任。	支店は法的に本店と異なる事業体ではないため、親会社(本店)が全ての権利義務を持つ(負う)。
法人税率	20%	20%	20%

(2)雇用規制(1対5ルール)

トルコでは、2011年8月2日付のトルコ労働社会保障省からの通達により「現地法人などの外国人社員1人に対し5人のトルコ人を雇うこと」が、労働許可証発行の要件となっています。当該要件には、雇用者および申請者がそれぞれ Key Personnel としての要件を満たした場合の免除措置がありますが、Key Personnel に該当しない場合には、原則として1人の日本人に対して5人のトルコ人の雇用が必要となるため、トルコ進出を計画する際には、当該雇用規制を考慮する必要があります。

2. 税務・会計上の最新情報

(1)財源使用税(RUSF)

上述したように、トルコの特徴的な税金として RUSF がありますが、トルコへの物品の輸入に当たって、通関時に代金支払い済みの証明を提出しなければ、原則として関税とは別に輸入申告額の6%が RUSF として徴収されることになり、実質的な追加関税となっています。更に、トルコ居住者に対する海外からの貸し付けは、通貨および貸付期間によって RUSF の対象となる可能性があります。従前、RUSF は、外貨建て貸し付けかつ平均貸付期間が1年未満のものについては元本に対して3%が課税され、トルコリラ建てのものについては、貸付期間にかかわらず利息に対して3%が課税されていました。

【図表 2: RUSFの改正(2013年1月)】

RUSF		
貸付の平均満期	改正前	改正後
1年未満	3%	3%
1年以上2年未満	—	1%
2年以上3年未満	—	0.5%
3年以上	—	0%

2013年1月2日に、外貨建て貸し付けのみを対象として、図表2の改正が行われました。新 RUSF 税率は3年以内の貸付期間に対して低減税率が適用されるため、RUSF を回避できるのは3年超の平均貸付期間の場合のみとなります。なお、RUSF は銀行からの貸し付けであるか、グループ会社からの貸し付けであるかにかかわらず適用されることから、トルコの借り手にとっては追加的なコストとなります。当該改正は、トルコ企業に対して、資本による資金調達や、より長期的な外貨借入れを促し、トルコに安定的に外貨資金を根付かせることを意図していると理解できます。

(2)トルコ会計の特徴

トルコでは、法定会計基準が税法で規定されており、トルコの会社は金融機関および上場会社を除き、税法に基づく記帳を行い、財務諸表を作成しています。従って、国際会計基準と比較すると、主として図表3のような大きな相違があります。

(次頁に続く)

【図表 3:トルコ会計基準と国際会計基準の相違】

概観	トルコ税法が法定会計基準を規定していることから、金融機関および上場会社を除き、トルコの会社は、財務諸表を基本的に現金基準で作成している。その結果、売上や費用は請求時に認識される。
有形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 2005年1月1日以前に購入された有形固定資産は、同日まで適用されていたインフレーション会計のため、指数評価された取得原価で評価されている。 固定資産は、税法で規定された耐用年数にわたって減価償却が実施される。 有形固定資産の一部が異なる耐用年数を有する場合、それらは別個の固定資産として取り扱われ、異なる耐用年数で償却される。 リース資産は、支払が完了し、所有権が移転するまで、無形固定資産に計上される。
無形固定資産	トルコ税法は、のれんの計上を要請していない。
税効果会計	トルコ税法は、税効果会計を規定していない。
退職給付会計	トルコ税法上、退職給付費用は、支払時に費用計上される。
収益認識	収益は、請求基準で認識される。
引当金	引当金は税務上、損金として認められないため、トルコの会社は、一般的に引当金を計上しない。

3. 新商法の会計への影響

トルコでは、2012年7月1日に新商法が施行されました。その中で、会計上大きな影響を与える改正が、法定監査の導入です。前述の通り、トルコでは法定監査は上場会社および金融機関にのみ要請されており、非上場会社には原則要請されていませんでした。これに対して、財務諸表の透明性と信頼性を高めることを目的として、法定監査および国際会計基準の導入が新商法において規定されました。

なお、当該法定監査および国際会計基準の導入については発効が2013年1月1日となっており、かつ、経過措置として大会社のみが適用対象となっています。法定監査の対象範囲は年々拡大されることが予想されるため、今後の動向に留意が必要です。

2013年1月23日に、法定監査の対象となる大会社の定義が公表されました。これによれば、原則として、三つの判定基準（売上高、総資産、平均従業員数）のうち二つの判定基準を2期連続で満たす場合には、大会社に該当し、法定監査の対象となります（図表4参照）。

法定監査の対象となる会社は、新トルコ会計基準（国際会計基準に準拠）に基づく財務諸表を作成し、監査を受けることが必要となります。

なお、上記判定基準は、2013年1月1日以降開始する事業年度の直前2期間のトルコ税法基準で作成された財務諸表の数値を基準として判定を行います。

【図表 4: 法定監査の対象となる大会社の定義】

判定基準	
売上高	200百万トルコリラ（約100億円）以上
総資産	150百万トルコリラ（約75億円）以上
平均従業員数	500名以上

従って、法定監査の初年度は、最短で2013年12月期（12月決算の場合）になる点に留意する必要があります。

（記事提供：KPMGトルコ、公認会計士 小宮 祐二）

3. 政治・経済・産業トピックス

【経済】

■ (米国)－8月雇用統計は失業率 7.3%と若干改善、新規雇用者数増加 16.9万人は市場予想を下回る

米労働省 9月6日発表。失業率は前月比 0.1ポイント低下し、4年8ヶ月ぶりの低水準。一方、非農業部門就業者数(季節調整済)は、前月比 16.9万人増加と市場予想を下回る。前月の就業者数改定値が、16.2万人増から 10.4万人増に大幅下方修正。連邦準備制度理事会(FRB)が9月17-18日に開催する米連邦公開市場委員会(FOMC)に於いて、量的緩和(QE)の資産購入規模の縮小決定を巡り、市場では慎重な見方が強まる。

■ (ブラジル)－第2四半期実質GDP(国内総生産)は前期比 1.5%増、約3年ぶりの高い伸び

ブラジル地理統計院(IBGE)8月30日発表。ブラジル政府による一連の景気刺激策(*)により、落ち込んでいた設備投資が前期比 3.6%増と3四半期連続で拡大した結果、鉱工業生産増に寄与した模様。

(*) 2013年2月:電力料金引下げ、同4月:自動車に対する工業製品税(IPI)の課税率引き上げを今年12月末まで延期。

【産業】

■ (南アフリカ)－賃上げストが金鉱山業に波及

自動車産業労働者の賃上げストに続き、建設会社や航空会社の労働者も賃金ストに突入している南アフリカで、金鉱山関連産業にも賃金ストが波及。一方、南ア全国鉱山労組(NUM)は、「金鉱山労働者は経営側が提示した最終賃上げ案を受け入れ、ストは6日中にほぼ收拾した」と発表している。

【政策・制度・規制】

■ (ブラジル)－中央銀行が3会合連続となる0.5%の政策金利引き上げを決定

ブラジル中央銀行8月28日発表。金融政策決定会合で、政策金利の現在 8.5%から 9.0%への引き上げを決定。インフレ抑制と金融政策への市場の信頼回復を目指す。また今回の政策決定発表後の声明文には、前回会合と同様、「政策金利の調整を続けている」との一文があることから、次回会合での追加利上げの可能性を示唆していると思われる。

■ (メキシコ)－中央銀行が0.25%の政策金利引き下げを決定

メキシコ中央銀行9月6日発表。政策金利の現在 4.0%から 3.75%への引き上げを決定。今年第2四半期の国内総生産(GDP)成長率が前期比マイナス 0.74%と、2009年第2四半期以来のマイナスとなったことを受け、景気下支えのために利下げが必要と中銀が判断した模様。メキシコ政府は第2四半期GDPがマイナス成長だったことを受け、今年の成長率見通しを 3.1%から 1.8%に大幅下方修正していた。

4. 最近の日系企業新規海外案件情報

進出先	区分	親会社	主要業務	設立	業務開始
オーストリア	新規資本参入	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 0% → 100% (ドイツ子会社経由) *Three Little Birds AG(リヒテンシュタイン)が75%、Schneider Holding Wirtschaftsprüfungsgesellschaft mbH(オーストリア)が25%保有するオンライン物販向け決済サービス事業者の発行済み株式全株取得を発表(買収額非公開)	オンライン物販向け決済サービス事業	2011年3月	2013年10月 (株式取得予定)
メキシコ	新規設立	シークス株式会社 (米子会社経由、投資額約11億円)	電子部品実装および機器・部品の組立加工等	2013年8月 (予定)	2014年1月 (予定)
メキシコ	新規設立	豊田合成株式会社 (北米統括会社経由、投資額約7百万米ドル)	自動車用ゴムホース(フューエルホースなど)の生産	2013年7月	2015年2月 (予定)
UAE	新規設立	カシオ計算機株式会社	中東地域におけるカシオ製品の販売・マーケティング活動	2013年3月	2013年10月
南アフリカ	新規設立	マツダ株式会社 *南アに販売統括会社を設立。従来のディストリビューター=Ford Motor Company of Southern Africa (Pty) Ltd.(FMCSA)から、マツダに関する全ての業務を継承(初期投資額2,000万ランド)	販売統括会社	2013年7月	2014年7月
ブラジル	新規設立	三井物産株式会社 49.9% SLC AGRICOLA S.A.(伯) 50.1%	農業生産事業(大豆、綿花、トウモロコシ)	2013年8月	
ブラジル	その他	古河電気工業株式会社 *伯子会社が光ファイバ工場(在サンパウロ州ソロカバ市)の製造能力を増強(総投資額1,800万米ドル)	光ファイバ製造		2014年下期 (生産開始予定)
米国	新規設立	森永製菓株式会社 *米国生産子会社を設立	菓子食品(ハイチュウ)製造	2013年12月 (予定)	2015年中旬 (予定)

(注:公開情報のみ)

5. 「グローバル経営支援セミナー」関連情報

年内開催予定のセミナーは以下の通り。

国・テーマ	詳細	開催日	開催地	会場	講師	共催・後援・協賛	
スペイン	スペイン・ビジネス・フォーラム ~新たな投資ビジネスを拡大する グローバルパートナー~	10月2日	(水)	東京	ホテルオークラ	・三菱東京UFJ銀行 スペイン総支配人 荒木 拓也 ・楽天株式会社 代表取締役副社長 國重 博史 様 ・スペイン・テレフォニカ社 グローバル戦略部 部長 エドワルド・ナヴァロ 様 ・スペイン・サガルディ法律事務所 会長 イニゴ・サガルディ 様 ・日産自動車株式会社 最高執行責任者(GOO) 志賀 俊之 様	<主催> スペイン貿易投資庁(ICEX) スペイン大使館経済商務部 <共催> 日西経済委員会 三菱東京UFJ銀行 <後援> 独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 日本経済新聞社
ロシア	ロシアセミナー (仮題)	11月19日	(火)	大阪	銀行協会	・ユーラシア三菱東京UFJ銀行 頭取 稲永 祐樹 他	
		11月20日	(水)	名古屋	名古屋ビル		
		11月21日	(木)	東京	サイエンスホール		
ブラジル	ブラジルセミナー (仮題)	12月3日	(火)	大阪	大阪東銀ビル	・三菱東京UFJ銀行 中南米総支配人 兼 ブラジル三菱東京UFJ銀行 頭取 村田 俊典 他	
		12月4日	(水)	名古屋	銀行協会		
		12月5日	(木)	東京	(未定)		

(注:米州・欧州・中近東・アフリカ地域関連のみ)

(ご参考) EMEA & Americas 主要国の経済指標

米国	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	2.8	1.1	2.5			季節調整済み、前期比、年率表示
インフレ率	%	2.1	1.5	1.8	2.0		消費者物価指数(CPI)、前年同期比、2013/1Q、2013/2Qは各期末月
貿易収支	億ドル	-5,346	-1,236	-1,184	-391		国際収支ベース
経常収支	億ドル	-4,404	-1,061				
政策金利	%	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	FF金利誘導目標
外国為替相場	対円	86.38	94.09	99.25	98.26	98.17	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価		13,104.14	14,578.54	14,909.60	15,499.54	14810.31	NYダウ工業株30種、各期末日レート
失業率	%	8.0	7.6	7.6	7.4	7.3	2012=年間平均値、2013/1Q、2013/2Qは各期末月の数値

(出所:米商務省、米労働省、連邦準備理事会など)

EU	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	-0.4	-0.1	0.3			EU28カ国、季節調整済み、前期比
インフレ率	%	2.6	1.7	1.6	1.6		消費者物価指数(CPI)、EU28カ国、前年同期比、2013/1Q、2013/2Qは各期末月
貿易収支	億ユーロ	1,042	391	437			ユーロ圏17カ国
経常収支	億ユーロ	1,108	325	520			ユーロ圏17カ国
政策金利	%	0.75	0.75	0.50	0.50	0.50	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	1.3217	1.2823	1.3000	1.3271	1.3192	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ユーロ	2,635.93	2,624.02	2,602.59	2,768.15	2,721.37	ユーロ・ストックス50指数、各期末日レート
失業率	%	11.4	12.1	12.1	12.1		ユーロ圏17カ国、2012=年間平均値、2013/1Q、2013/2Qは各期末月

(出所:EUROSTAT、ECBなど)

ブラジル	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	0.9	1.9	3.3			前年同期比
インフレ率	%	5.4	6.6	6.7	6.3	6.1	拡大消費者物価指数(IPCA)、前年同月比、2013/1Q、2013/2Qは各期末月
貿易収支	億ドル	195	-52	21			
経常収支	億ドル	-542	-249	-187			
政策金利	%	7.25	7.25	8.00	8.50	9.00	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	2.0479	2.0185	2.2087	2.2975	2.3800	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	レアル	60,952.08	56,352.09	47,457.13	48,234.49	50,008.38	ボヘスバ指数、各期末日終値レート
失業率	%	5.5	5.7	6.0	5.6		2012年平均値、2013/1Q、2013/2Qは各期末月

(出所:地理統計院(IBGE)、ブラジル中銀など)

トルコ	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	2.2	3.0	4.4			前年同期比
インフレ率	%	6.2	7.3	8.3	8.9		消費者物価指数(CPI)、前年同期比、各期末月
貿易収支	億ドル	-657	-217	-288	-98		
経常収支	億ドル	-475	-159	-204	-58		
政策金利	%	5.50	5.50	4.50	4.50	4.50	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	1.7862	1.8102	1.9305	1.9435	2.0379	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	リラ	78,208.44	85,898.99	76,294.51	73,377.45	66,394.41	イスタンブール証券100種、各期末日レート
失業率	%	9.5	9.4				各期末日レート

(出所:トルコ中銀など)

ロシア	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	3.4	1.6	1.2			前年同期比
インフレ率	%	5.1	7.1	6.9	6.5		前年同期比、期中平均、2013/2Qは期末月
貿易収支	億ドル	1,923	487	429			
経常収支	億ドル	714	251	69			
政策金利	%	8.25	8.25	8.25	8.25	8.25	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	30.5000	31.0830	32.8160	33.0320	33.2810	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ルーブル	1474.72	1438.57	1330.46	1375.79	1,364.65	MICEX指数、各期末日レート
失業率	%	5.7	5.7	5.4	5.3		2012年平均値、2013/1Q、2013/2Qは各期末日レート

(出所:ロシア中銀など)

南アフリカ	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	2.5	0.9	3.0			季節調整済み、前期比、年率表示
インフレ率	%	5.6	5.9	5.5	6.3		2012年は年平均、2013/1Q、2013/2Qは各期末月の前年同期比
貿易収支	億ランド	-755	-275				
経常収支	億ランド	-1,976	-544				
政策金利	%	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	8.4733	9.2045	9.9249	9.9149	10.2434	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ランド	34,795.50	35,259.10	35,051.49	36,843.05	37,863.93	FTSE/JSEアフリカトップ40指数、各期末日レート
失業率	%	24.9	25.2	25.6			四半期毎の発表、2012は第4四半期、各期末日レート

(出所:南ア準備銀行など)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザリーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部 教育・情報室
(照会先) 片倉 寧史

(e-mail): yasushi_katakura@mufj.jp

(TEL): 03-6259-6310